

第3回合同 WT

議事概要

【日時】 令和7年1月15日（水） 14:00～15:30

【場所】 オンライン開催（Zoom）により実施

【出席者（敬称略）】

（座長）

後藤 省二 株式会社地域情報化研究所 代表取締役社長

（構成員）

高橋 恭平	北海道保健福祉部健康安全局国保医療課 主任
丸 圭介	仙台市健康福祉局保険高齢部保険年金課 係長
亀山 剛	宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任
寺島 勇次	宇都宮市保険年金課国保税グループ 主任
高田 萌香	宇都宮市保険年金課国保給付グループ 主事
岸田 一希	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事（欠席）
川崎 隼人	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事
伊東 就悟	船橋市健康福祉局健康部国保年金課 主事
山形 駿介	中野区区民部保険医療課 主事
夜久 平	中野区区民部保険医療課 主事
大盛 由香	都城市健康部保険年金課 副主幹
蒲生 琢仁	都城市健康部保険年金課 主事
坂元 祐介	都城市健康部保険年金課 主任主事

（構成員（ベンダ））

三浦 裕和	株式会社 RKKCS 第2システム本部 本部長
渡邊 毅	株式会社 TKC 福祉情報システム開発センター センター長
小林 大士	株式会社電算 開発本部 ソリューション2部
石田 淳一	株式会社両備システムズ 公共ソリューションカンパニー エリア・アカウントビジネス事業部 エリアビジネス部 次長
石井 良介	行政システム九州株式会社 第2導入管理部
岩田 孝一	日本電気株式会社 社会公共インテグレーション統括部 政策・事業戦略グループ シニアプロフェッショナル
広田 和治	日本電子計算株式会社 公共事業部事業企画部 企画担当
高見 幸司	富士通 Japan 株式会社 Public&Education 事業本部 住民情報サービス事業部 マネージャー

(オブザーバー)

津田 直彦	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付参事官補佐
池端 桃子	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 地方業務標準化エキスパート
福本 大輔	デジタル庁デジタル社会共通機能グループ地方業務システム基盤チーム 統括官付参事官付主査
丸尾 豊	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 理事官
中川 瑛	総務省自治行政局デジタル基盤推進室 課長補佐
酒井 友徳	厚生労働省保険局国民健康保険課課長補佐
伊藤 麻祐	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係長
森本 真史	厚生労働省保険局国民健康保険課企画法令係
直江 美祐	厚生労働省保険局国民健康保険課
島添 悟亨	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
飯野 一浩	厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 室長補佐
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会企画部 担当部長

【次第】

1. 開会
2. 座長挨拶
3. 第3回合同ワーキングチーム
4. 事務局からの連絡事項について
5. 質疑応答
6. 閉会

【配布資料】

- ・ 会議次第
- ・ 出席者名簿_第3回合同 WT
- ・ 【資料 No. 1】 第3回合同ワーキングチーム
- ・ 【資料 No. 2】 事務局からの連絡事項
- ・ 【国保_令和6年度標準仕様書改訂第3回合同 WT】 方針等確認結果報告書
- ・ 【別添①】 標準仕様書【第1.4版】(案)
- ・ 【別添②】 市町村事務処理標準システムにおける基本設計の観点資料
- ・ 【別添③】 実装必須機能(経過措置対象)候補一覧(案)

【ご意見概要】

＜「【別添③】実装必須機能（経過措置対象）候補一覧（案）」について＞

「【別添③】実装必須機能（経過措置対象）候補一覧（案）」の「ベンダ分科会（書面開催）での意見を踏まえた検討結果」欄のうち、P列の「対応方針理由」欄には、事務局において審査された結果の理由が記載されていて、ベンダの意見が記載されているのではないと読み取ったが合っているか。

また、見送りの観点に関して。例えば、最初の項目だと、発行番号を別システムで管理して付番する運用については一般的な運用でないと考えているため不適当という記載がされている。今回の経過措置とする対応は、法改正作業が大変だから、標準仕様に関しては一定期間猶予しようという話だったと思う。市区町村の国民健康保険の運用に支障がないものは後で作ってもよいというのが、この経過措置の趣旨であると考え。この理由に関して、標準仕様書に則ってないから経過措置の対象外となると、すべてのシステムが特定移行支援システムに該当してしまう可能性があるため、経過措置対象とする機能の器を広くして拾っていただきたい。

同じように、帳票のCSV出力に関する項目についても、横並び調整方針に示されている機能だから判断できないということで却下されている。これも、自庁の高速プリンター等で帳票を印刷するためBPOは行わない市町村であれば、帳票CSVがなくても国保の運用としては十分回ると思う。そういった、現場の運用の観点でもう一度対象候補を拾い直した方がよいのではないか。

今回示してもらった見送りの観点に関しても、実装必須機能の経過措置対象の候補を挙げるアンケートが実施された際には、こういう観点で審査する話はなかったと思う。その観点等が最初から分かっていたら、理由を空欄で出す等はなかったと思う。これらを踏まえ、もう一度見直しをしていただきたい。（ベンダ構成員）

まず1点目について。ベンダの意見の記載がないのは事実で、今回は載せていなかった。ベンダから意見をいただく前提として、国保における経過措置対象の見直しというのは、夏以降に国保標準仕様書単独で、国保標準仕様書の枠組みの中で出来ることはないかと動き出したもの。基本方針の改定は12月24日であるため、ベンダから11月下旬に意見をいただいた際には、国保独自の取り組みとして意見を募ったという性質であった。そのため、今回の整理においては、国保の標準仕様書の範囲だけで検討できる部分がないかということをお前提とさせてもらったことから、横並び調整方針等に示されている機能についてはお示しのとおり割り振りをさせてもらった。

もう1点、国保独自の取り組みについて。必須機能は、令和5年3月に示した1.1版の段階で一定程度、市町村の意見も含め取り込んだ結果となっている。その間実装類型の見直し等も行ったが、なお残る必須機能のうち利便性を目的とした機能については、これまでの議論を重視した上で、見直してもよいものはどれかと検討を進めてきた。この後、経過措置対象を拡大する場合、市町村の意見照会の際に、これまでの議論でどう整理されてきたのかという意見が出てくると思っている。そのため、前提として挙げた国保だけで検討できる部分に加えて、これまでの国保標準仕様書の検討における実装類型を決めてきた経過を踏まえ、今回は対象機能候補を提示した。

今回お示ししている事務局案については、国保独自の方針としての8月の検討会での決定を踏まえ、経過措置対象となる機能をお示ししたものである。これに関して、このあと、他の委員の方からもご意見を伺えればと思う。全国意見照会までの間に、まずは国保の運用が回ることという観点で対象機能を

可能な限り広げていく検討をすべきかどうか。事務局として考えていたのは、「【資料 No.1】第3回合同ワーキングチーム」の P.13 のとおり、12月24日の基本方針が出ていない前提で、整理したというのが今回お示しした結論である。

また、同資料 P.14 の一番下にしたとおり、基本方針において経過措置期限が10年度末とされたことから、一部の実装必須機能を恒久的にオプション機能とする方法や、全体的に改めて見直しをした上で経過措置の対象を拡大していくかどうかということ、基本方針を踏まえた対応として継続検討することについて、事務局として検討するべきではないかと考えている。

他方で、懸念されることが、令和7年8月にならないと、その方針が明らかにならないのではないかとこの点である。令和7年度末の標準化期限まで半年ばかりとなる時点で、実装必須から実装オプションになったとしても、すでに開発が完了していることも想定される。そのため、この点について、このあと各委員の皆様からご意見をもらい、WTとしての方針が決まれば、事務局において全国意見照会までに改めて整理をしつつ、全国意見照会又は検討会までの間に、改めて委員の皆様に対象の拡大について意見を照会したい。この点について、皆様のご意見を伺えればと思う。(事務局)

委員からの指摘や、それに対する事務局の説明として、年末に公表された基本方針の内容等も含め今の状態に至っているということも踏まえ、今後の対応の方向性について他のベンダ構成員からも意見をいただきたい。(座長)

この標準化基本方針が改定された内容は大きく2つあり、移行後の実装等を可能にする経過措置と特定移行支援システムとがある。基本方針に先行し、国民健康保険における暫定的な標準オプションの取り扱いの検討が、基本方針に書かれている移行後の実装等を可能にする経過措置というものが、今回事務局案として示されたと認識している。今回の候補対象がそれに該当するのであれば、各ベンダが対象候補に挙げた機能を広く拾ってもらわなければ、経過措置にはならないのではないかと懸念している。今回の国保における対応は基本方針とは別ということであれば、それとは別に、デジタル庁の基本方針に則った経過措置の手続きを各社で行うことになるため、その辺りの棲み分けによって、今後各ベンダがどのような意見を出されるかが重要なポイントだと思う。まずはこの部分を整理した上で質問した方がいいと思った。(ベンダ構成員)

重ねての内容にはなるが、基本方針の考え方について、もう一度、事務局の見解を伺った上で各ベンダから意見をいただく。(座長)

ご意見のとおり、事務局の考えと基本方針が一致したという認識。経過措置対象と基本方針に記載されている内容は基本的に同じものと考えている。その上で、対象とする機能をさらに広げるかどうかについて、今議論している内容であると認識している。このタイミングで対象機能を広げることは、基本方針に沿うと考え、確認をしたい。(事務局)

構成員の皆さんの意見もいただく。(座長)

これまでの経緯を含めた話やその状況については正しく認識できたと考えている。それも踏まえ、我々としては事務局から出してもらった案の経過措置の内容は確認した上で、大きな疑義はないと考えている。他ベンダを含めまだ検討の余地があるのであれば、もう少し踏み込んで確認をする点については特に反対しない。(ベンダ構成員)

同様に、経過措置の期限について、令和10年度末という候補があったため、基本方針の改定に沿った趣旨と認識している。事務局の説明も理解し、もともと国保で独自に検討を始めたものを前提としている点も理解した。ただ先程事務局からのご説明されたとおり、次回の改版時期である夏における議論だと、間違いなく遅いという印象。例えば1.4版が公開される3月末、少なくとも公開前までに、どこまで対象範囲を広げるのかも含め議論した方がよいと考える。(ベンダ構成員)

内容としては分かった。私も、3月末までに、議論すべきであり、次回の改版のタイミングでは遅いと考えている。(ベンダ構成員)

経過措置の考え方については理解が出来た。期限については早めに議論すべき。弊社は、開発は収束している状況のため、現在も開発をしているベンダの意見に沿われるのがよいと思う。(ベンダ構成員)

3つ前の方と同意見。弊社としては、経過措置とする必要はあまりない旨の意見を出させてもらったが、各ベンダによってユーザーの数等も異なり、温度差があると思う。苦勞しているところに合わせてもらうのがよい。1.4版の段階で議論をしておかないと、次回の改版時点では間に合わないというのは同意見。(ベンダ構成員)

今までのベンダ意見に同意。他の委員や事務局の言うことはごもっともだと思う。内容も理解出来た。実際に運用が回ることが大事だと私も思うため、いたずらに特定移行支援システムという形にする必要はないと思う。そのため、広げて検討することは問題ないと思った。(ベンダ構成員)

ベンダ構成員の意見を一通りお伺いした。事務局は今の発言を受けてどうか。(座長)

概ね方向性としては見えたと思う。特に期限の話はやはりこのタイミングなのだろうとは思っている。制度の根幹にかかわる機能ばかりがあるわけではないが、経過措置対象とする必須機能の範囲が広がることは本日説明したとおり、標準化の趣旨に合わせた対応を行えるようハードルを一部下げ、市町村が移行困難な団体とならないようにするというような対応でもあるため、市町村にも利があるものと事務局としては考えている。ベンダ各社からは対象機能を拡充していこうという話をいただいたと認識しているが、その拡充のバランスの問題もあることから、自治体からも今の話を聞いた上で、ポジティブな面も踏まえて拡充することについて、意見をもらえればと思う。(事務局)

今度は自治体からの意見、見解を伺いたい。(座長)

市町村としては、運用についてやはり拡充してもらったら利便性が上がるため、出来ないというよりは出来る範囲が増える方が助かる。実際に運用しているところと違い戸惑っている部分もあり、何とかやっているところ。出来たら別システムではなくこの標準システムの中で運営出来るようになれば利便性が上がるため、ぜひ拡充する方向で検討いただきたい。(構成員)

先程と同様、拡充については問題ないと考えている。(構成員)

本市は標準標準システムに今年の11月から移行ということで動いているところ。他自治体と同様、拡充する機能が増えるのは大いに助かる話ではある。ちょうど現在、現行システムと新しいシステムのフィッティングを進めていく中で、今回の拡充する内容が出来れば一番よいが、きちんと運営出来るのかというところ。我々が思い描いている業務が新しいシステムでも動いていければもちろんそれがよいと思っている。引き続き前向きに機能拡充していく方向で動いてもらえればと思う。(構成員)

各自治体、現状の事務がそれぞれあると思うため事務の運用を確保することが重要と考える。それを踏まえて機能の拡充は必要と考える。(構成員)

他の自治体同様と考えている。今までは事務の運用に合わせてシステムをカスタマイズしてきた。事務処理標準システムへの移行後についてはシステムに事務を合わせるということを行ってきた経緯もあり、出来ることが増えるのは運用の幅も持たせられると思う。(構成員)

皆様のご意見のとおり機能拡充していくことについては良いのではないかと思います。(構成員)

概ねどの自治体も選択肢が広がるということも含め、機能が広がっていくことについては肯定的だったと思う。もう一度事務局に確認をしたい。(座長)

自治体のご意見について、ベンダとは前提が異なっていたと思うが、実装する機能の拡充をしてほしいという意見が基本的に存在する。今議論しているのは、実装すべき機能と定めており、その実装期限を令和7年度末から少し後ろに倒そうという議論である。自治体の意見を総合するのであれば、可能な限り経過措置対象となる機能を最小限に抑えてほしいという意見だったと考える。その上で、検討を進めていくのは、このタイミングの全国意見照会であろうと事務局内部でも協議したところ。内容的には、資料にお示しした4番と6番の機能を対象として追加し意見照会を行いたい。今から再度ベンダの皆様理由をもらうのはなかなか難しいところ。この4番及び6番の機能について、追加的に経過措置対象に倒す方向で基本的には考えており、後日案をお示しする。先ほどお伺いしたとおり、市町村は機能が増えて欲しいという思いがあったと承知している。標準化期限を迎えるにあたって、移行困難な団体とならないことを前提に最大限取り組んできたことは踏まえつつ、可能な限り広く経過措置対象に含める方針で候補機能を挙げている旨を添えた上で、それらの機能を経過措置対象とするということについて、全国意見照会において市町村から意見をいただきたい。その結果、どうしてもこの機能だけは必

須としてほしいというような意見があれば、経過措置対象からは外させていただく。事務局として対象を取捨選択するのではなく、広く対象として盛り込んでもらうべく、全国意見照会を行い、全国の市町村から、理由等も含め意見をもらいたいと考える。現在は事務局案の候補に加え13機能しか経過措置対象がないが、見直したものを加えると、100機能近く候補となると考える。その内容をご確認いただき、全国意見照会での市町村の意見を取り込み、3月の検討会等で改めて議論していただき、最終的な結論を出したい。1.4版において、12月24日に公開された基本方針に基づく対応という位置づけで、経過措置対象となる機能一覧を整理することがスピード感とベンダの開発状況、加えて市町村においても令和7年度中に標準化後の機能要件について明らかになるという観点から、この3月に向け進めていきたい。その点協力いただく部分あるかと思うが、そのような方針ではどうか。(事務局)

1.4版において、可能なものについては取り込んでいくという方向で今後議論を進めていきたいという話だった。ご意見をいただきたい。(座長)

No.4、No.6を追加的に経過措置対象機能にする方向で検討してもらえるのは非常にありがたい。ただ、そこに書いてある機能をすべて作らないというわけではなく、先程、審査の基準について指摘をしたが、市町村委員の方が言っているとおり、事務運用が回るように、代替機能・運用があることが大前提であることは変わらない。そうした前提を分かるよう記載してもらえると皆の懸念は払拭されるのではないかと思った。単純に、それらの機能を令和何年までは経過措置対象機能として扱うという話だと、その機能がなくてもよいと見えてしまう。そうではなく、基本的には、本来の標準オプション機能と今回の経過措置対象機能というのは扱いが異なり、本来は作るべきだが開発工数的に無理があるため、例えば、ベースとしているシステムの代替機能を暫定的に使うことや代替運用が出来ること、各ベンダのシステムを導入している団体の人口規模では必要のない機能である等、といった理由が措置対象にする機能に対してそれぞれあると思う。そのため、運用が回るということが大前提ということ年全国意見照会時にしっかり記載してもらった方が誤解もなくよいと思う。(ベンダ構成員)

確かに、現場で事務が回っていくことが一番必要で、そのために必要な機能はどれかという話である。ただ強いて言えば、同一規模の団体でも、ある機能を使って事務処理を行っている団体と、使わずに行っている団体があるのかもしれない。こうした点、自治体であれこれ運用を試した上で、これでも大丈夫、これがないと駄目ということを明確に認識しているところは多くないのかもしれない。現行の運用ではそういう処理を行っているからこの機能が必要だという、半ば短絡的(近視眼的)な発想で、機能の必要性を議論してしまうのは気をつけないといけないところだろう。先程市町村委員の方が言っていた、既に国保標準システムに移行しており、その中で機能の洗い直しをした上で、限られた機能の中で業務を回していくということについて、集中して取り組んできたという発言もあった。ある意味、標準化の大きな方向性、或いはその中で効用が、こうした点にあるのかもしれない。そういうことも含めた上での議論という形で提示できるとよいと感じている。(座長)

今委員の方に言ってもらったことは、非常に大事なところだと思っている。特に3番や6番の必要機能については、標準仕様書上で運用が完結するかしないかという観点で整理したところもあったと思

う。対象機能の実装を一定期間経過措置とすることの前提として、標準仕様書には該当する規定がない代替運用や市町村の現行システムの機能を用いることで、制度運営上の問題が生じないことというような内容を、機能要件の備考欄等で明示したい。この機能にはこうした条件があるというような形で1機能ずつ整理した方が、市町村も全国意見照会の際に安心するのではと思う。1件ずつ、そういう形で丁寧に振り分けさせてもらいたい。(事務局)